

参考資料編

参考資料編

1. 町民意識調査結果の概要

■調査の目的

南風原町の男女共同参画社会を取り巻く町民の日常生活の現状や意識などを把握し、南風原町第2次男女共同参画計画「まじゅんプラン」策定にむけた基礎資料とするとともに、今後、施策の推進の参考とするために実施したものである。

■調査の実施状況

①アンケートの対象者・調査方法等

○町民：

- ・町内にお住まいの10代（高校生以上）の方から730人を無作為に抽出し、調査員（国勢調査の調査員）による配布・回収を行った。

○職員：

- ・南風原町役場職員から男女75人ずつ、計150人を無作為抽出し、配布・回収を行った。

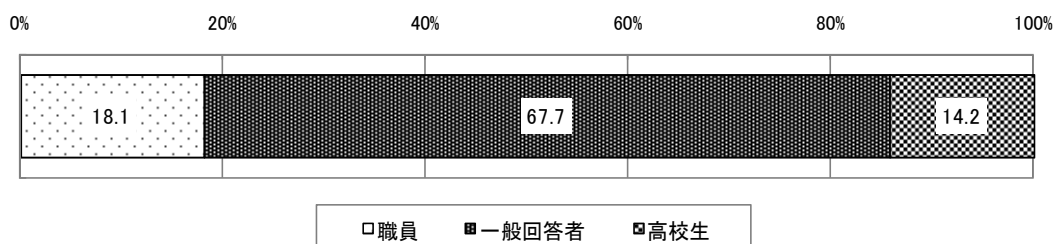
○高校生：

- ・町内の県立高等学校（南風原高校、開邦高校）の協力のもと、各学年より男女10人ずつ、計120人に対し実施した。

②アンケートの調査期間

○調査期間は、平成23年8月18日～9月2日にかけて実施した。

配布数 1,000 件	回収数 827 件
	有効回答 811 件（一般回答者（町民）549 件、職員 147 件、高校生 115 件）
	回収率 81.1%



■町民意識調査結果の要約

<回答者の属性について>

- ・性別をみると、実際の本町の性別人口（平成 22 年の国勢調査）に比べ、女性の回答率が高く、男性が低くなっている。

今回の意識調査結果 女性 58.1%、男性 41.6%

平成 22 年国勢調査結果 女性 50.7%、男性 49.3%（総人口 35,244 人、女性 17,886 人、男性 17,358 人）

- ・年代は「10 代」が若干多い。
- ・職業については、「学生」、「公務員・団体職員（一般職）」、「主夫・主婦」、「正職員・正規職」の順で多くなっている。女性は、非正規雇用での就労形態が多い。
- ・回答者は既婚者が多い。（「既婚」55.6%、「未婚」37.2%）
- ・家族構成については「核家族」が圧倒的に多く、「親と子の 2 世代」が 63.3%を占めている。

<家庭生活について>

○男女の役割分担について（質問 1）

- ・「家事は女性中心になった方がよい」と考える割合は少なく、男性の積極的な家事参加とまではいかないが、家事は女性だけでなく男性も家事を担うものとして認識されている。一方、男性の 50 代以上では、家事は女性を中心になった方がよいと考える割合が高い。

○家庭内の事柄（食事や介護、子育てなど）の分担について（質問 2、2-1）

- ・家庭内の事柄のほとんどは、主に『妻』が行っており、そのなかでも「食事を作る、食事の片づけ」、「食料品等の買い物」、「掃除」、「洗濯」、「家計簿の管理」などが高い割合を占めている。
- ・男性の家事や育児への参加意識は高いものの、実際には家事のほとんどを妻が担っている。
- ・一方、主に『夫』が行っているものは「庭や家のまわりの掃除」のみで、『妻と夫が半々』と平等で行っている項目は「子どものしつけ、家庭教育」となっている。
- ・妻は夫に対して、全体的に家庭内のことをもっとやってもらいたいと感じている。
- ・男女ともに、自分自身の家事参加の評価は、配偶者からの評価よりも、良くやっていると思っており、若干ではあるが異なっていることがわかる。

○男女でどのように分担すべきか（質問 3）

- ・家庭内のほとんどの項目で『男女平等』にするべきと考えられている。特に「子どものしつけや家庭教育」、「高齢者の介護」、「子ども送り迎え（保育園や塾）」などで、男女平等の割合が高くなっている。しかし、『男女平等』の次は、『主に女性』と回答されている項目が多くみられた。

○結婚や家庭生活に関する考え方について（質問4）

- ・結婚は個人の自由としながらも、離婚には慎重な考えが見られ、夫婦別姓についても反対の意向が多くなっている。

＜仕事・職場について＞

○収入のある仕事についているかについて（質問5）

- ・男女ともに仕事についている方が多いものの、女性の割合は男性よりも少ない。また、女性で「以前はしていたが、今はしていない」も多い。

○働く理由（質問6）、辞めた理由（質問7）

- ・働く理由について、回答者の8割弱が「生計を維持するため」としている。
- ・女性は生計の維持以外に、自己の向上など働く目的が多様になっている。一方、男性では「働くのは当たり前だから」と考えており、女性よりも家庭の収入を支えていくという義務的就労意識が強いことがうかがえる。
- ・辞めた理由について、男女とも「定年退職」が多いものの、女性が仕事を辞めた理由は、男性に比べて多様で、結婚や出産、家事と育児・介護の両立など、身の回りの変化が女性の就労に大きく影響していることがわかる。男性は定年退職以外に、「自分の健康問題」が1割強で、その他の理由は少数意見となっている。

○職場での男女差について（質問8）

- ・全体をみるとすべての項目で『平等』と認識している人が多い。
- ・『男性の方が優遇されている』が多かった項目は、「賃金・昇進・昇格」、「募集や採用の条件」、「人事配置」が比較的多い。
- ・『女性の方が優遇されている』については回答が少なく、その中でも「仕事の内容」が1割程度みられた。
- ・女性は「賃金・昇進・昇格」を『男性の方が優遇されている』と回答している割合が高く、男性自身が「優遇されている」と回答している割合よりも高くなっている。

○女性が仕事を持つことについて（質問9）

- ・回答者5割弱が「結婚、出産に関わらず、ずっと仕事を持っている方がよい」と、仕事を持つことに肯定的な意見を持っている。また、「結婚するまで」や「子どもができるまで」などと就労期間を限定する意見も、1割未満であるがみられた。

○仕事と家庭の両立のために必要な環境について（質問10）

- ・男性の家事への参加意識を高めたり、育児や介護などを支援する制度の導入、男性の育児・介護休業を取りやすい環境づくりに向けて、職場や社会での理解が求められていることがうかがえる。

＜子どものしつけについて＞

○子どものころから「女の子らしく、男の子らしく」と言われた経験について（質問 11）

- ・『言われた』経験のある割合は、女性で6割強、男性で5割強となっており、女性の方が男性よりも性別の慣習（らしさ）によるしつけを受けており、高齢になるほど「よく言われた」の割合が高い。

○女の子・男の子に期待することについて（質問 12、13）

- ・女の子に対しては愛きょうがあつて、誰にでも好かれ、また自分の意見も言える女性に、男の子にはたくましく、頼りがいのあるリーダーシップのとれる男性に育ててほしいという意向が見受けられる。

○男女共同参画にむけた学校教育での取り組み（質問 14）

- ・学校で行うと良いと「生徒指導や進路指導において、男女の区別なく能力をいかせるよう配慮する」、「授業に男女共同参画の意識を育てる内容を取り入れる」、「学校生活での児童・生徒の役割分担を男女同じにする」などがあげられており、男女平等な教育機会の確保や意識の醸成、基本的な分野における教育環境の充実が求められている。

＜男女共同参画に関する意識について＞

○各分野での平等感について（質問 15）

- ・『平等』であると最も多く回答された分野は「学校教育の場」のみで、その他の分野では『男性の方が優遇されている』と認識されている。各分野とも『女性の方が優遇されている』と回答している割合は1割未満と少ない。
- ・女性は、男性よりもすべての分野で『男性の方が優遇されている』と感じている。

○女性を取り巻く環境などの変化について（質問 16）

- ・女性の経済的自立、社会活動への進出などの変化を女性は男性よりも強く感じている。

＜地域活動について＞

○参加している活動について（質問 17）

- ・男女とも「地域活動に参加していない」割合が、「活動に参加している」よりも若干上回った。何らかの活動に参加している人は、複数の活動を行っている場合も多い。
- ・男女とも、趣味・教養・スポーツなどのサークル活動が上位にあげられている。さらに女性ではPTA活動、子どものための活動や女性会・青年会・老人クラブ活動に、男性は、自治会活動に参加している。

○参加していない理由について（質問 17-1）

- ・男女とも「仕事が忙しく時間がないから」が最も多く、さらに女性では、家事・子育て・

介護で時間がないことや、地域活動に関する情報不足となっている。男性は、地域活動に関する情報不足、人間関係のわずらわしさをあげている。

- ・年代別にみると、20代～60代で仕事が忙しく、さらに30代で、家事や子育てなどで時間がないとしている。

＜老後の生活について＞

○老後の暮らし方について（質問 18）

- ・男女とも家族や身内、夫婦と一緒に住む、もしくは近くで住むことを希望しているが、女性の方がやや自立した生活を望む意向がみられる。

○老後の不安や悩みについて（質問 19）

- ・男女とも「健康のこと」、「生活費のこと」、「配偶者に先立たれること」となっている。
- ・年代別では、60歳代～70歳代以上では「配偶者に先立たれること」を、20歳代～40歳代では「生活費のこと」を不安に感じている。

○高齢者の介護支援について（質問 20）

- ・男女ともに「家族だけでは過重な負担がかかるので、社会が積極的に支援する必要がある」が最も多くなっているが、女性は男性よりも社会的支援を希望している。

＜配偶者からの暴力について＞

○パートナーからの暴力を身近で見聞きしたことがあるか（質問 21）

- ・男女ともに「身近で見聞きしたことはない」が多くなっているが、女性で「うわさを耳にしたことがある」、「身近に当事者がいる」、「家族や知人などから相談されたことがある」について多くはないが回答しており、男性よりもDVが身近にあることがうかがえる。
- ・年代別にみると、20歳代～40歳代で、DVに関して見聞きしている割合が高い。

○身近で起きたDVへの対応について（質問 21-1）

- ・この問いについては、女性の回答が多くなっている。女性の回答をみると「何もできなかった」（18件）、「被疑者をかくまったり、家を出ることを援助した」（15件）、「加害者に暴力をやめるように話をした」（14件）となっている。

○夫婦や恋人間の暴力行為としての認識について（質問 22）

- ・『どんな場合でも暴力に当たると思う』行為は、「嫌がっているのに性的な行為を強要する」、「生活費を渡さない」、「平手で打つ」などとなっている。
- ・『お金の使途を細かくチェックする』は『暴力にあたる場合もあたらない場合もある』が多い。

- ・『暴力にあたると思わない』が多いものは、「お金の使途を細かくチェックする」、「何を言っても長時間無視し続ける」であった。
- ・「親兄弟、友人との付き合いを禁止・制限する」、「誰のおかげで食べられるんだ」と見下して言う、「生活費を渡さない」は、女性は男性が考えているよりも暴力行為であると強く感じている。

○配偶者や交際相手からのDV行為と経験について（質問 23）

- ・ほとんどの人がまったくないとしているが、何回も受けた経験をもつ回答者も少数ではあるがみられた。全体的に女性の被害者が多く、暴言を受けた経験が多くなっている。

○DVに関する相談先と相談出来なかった理由について（質問 23-1、23-2）

- ・女性で、家族や親せき、友人・知人などの身近な人に相談している。またどこにも（誰にも）相談しなかった（できなかった）回答者も多い。女性は①～⑩の相談先すべてが、少数意見もあるが回答されている。一方男性はどこにも相談できていない状況にある。
- ・どこにも（誰にも）相談できなかった理由については、「相談するほどのことではないと思ったから」が多く、さらに女性は、がまんしたり、恥ずかしいと感じて相談出来ない状況にある。
- ・被害者は、自分で被害の程度を過少評価し、相談しない状況もあることが予測される。

＜男女共同参画行政について＞

○町政に女性の意見が反映されているかについて（質問 24）

- ・「わからない」が最も多く、「十分反映されている」は、女性でわずか3.0%にとどまっている。女性は、男性が考えているよりも反映されていると考えていない。

○行政で委嘱する女性委員が少ない理由について（質問 25）

- ・家庭との両立の難しさや、行政等に対する女性の関心の薄さ、社会全体の認識不足が理由としてあげられている。

○首長や議員、管理職などへの女性の参画が少ない理由について（質問 26）

- ・男性優位の仕組みや制度が壁となっていることや、家庭や職場での理解不足、女性自身の参画意識やチャレンジする機会の少ないことなど、幅広い課題があげられている。

○『まじゅんプラン』について（質問 27）

- ・6割以上が「名称も内容もわからない」と回答しており、「名称も内容も知っている」は1割に満たない。
- ・特に10代で認知度は低い。

○『まじゅんプラン』に今後必要な取組みについて（質問 28）

- ・「保育施設・サービスや高齢者・病人の介護施設・サービス等の充実」、「職場における男女格差の是正、育児休業制度・介護休業制度の周知徹底」などと、子育てや介護支援や職場の環境整備などがあげられている。

南風原町第2次男女共同参画計画の策定に係る町民意識調査

【アンケートご協力をお願い】

町民の皆様には、日頃から南風原町の行政運営にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

このたびは南風原町では、平成14年3月に策定した南風原町男女共同参画計画「まじゅんぷらん」の見直しにあたり、第1次計画の点検・評価を行うとともに、本町の男女共同参画社会を取り巻く現状や町民意識等の把握を行っています。

この計画づくりにあたっては、町民の方々のご意見を計画に反映させるため、男女共同参画社会の実現に向けた今後のあり方等に対するお考えなどをお聞きし、全ての人々が互いを尊重し合い、そのことを一人ひとりが実感できる男女共同参画社会の実現を目指したまちづくりを推進するための貴重な資料とすることを目的としています。

このアンケートは、町内にお住まいの10代（高校生以上）以上の方から1,000人を無作為に選び、調査票をお送りしています。ご記入いただいた皆様の調査票は、全て統計的に処理し、本調査以外では使用せず、お答えいただいた皆様にご迷惑をおかけすることは一切ございません。ご多忙中、誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、皆様のご意見をお寄せいただきますようお願い申し上げます。

平成23年7月

南風原町長 城間 俊安

ご記入の前にお読み下さい

1. それぞれの質問を読んでいただき、あてはまる（または近い）項目の番号に○を付けて下さい。なお、回答する項目数は質問によって異なりますのでご確認下さい。また、「その他」を選択した場合、() 内の記入もお願いいたします。
2. ご回答いただいた調査票については、**9月2日(金)までに調査員が回収にうかがいますので、ご協力よろしく**お願い致します。
3. アンケートに関するお問い合わせは、下記までご連絡下さい。

南風原町役場 企画財政課 TEL: 889-0187 担当: 島袋・桃原・金城

※男女共同参画社会とは：
男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会』（参考『男女共同参画社会基本法第2条1項』）

調査にご協力いただいているあなた自身のことについて

F1: あなたの性別を教えてください。(○は1つ)

- ① 男性 ② 女性

F2: あなたの年代を教えてください。(○は1つ)

- ① 10 歳代 ② 20 歳代 ③ 30 歳代 ④ 40 歳代
⑤ 50 歳代 ⑥ 60 歳代 ⑦ 70 歳代以上

F3: あなたのご職業を教えてください。但し、出産休暇、育児等で休業中の方は働いているものとみなします。(○は1つ)

- | | |
|---------------------|------------------------|
| ① 正社員・正規職員（一般職） | ② 正社員・正規職員（技術職） |
| ③ 管理職・会社役員 | ④ 公務員・団体職員 |
| ⑤ 契約社員・派遣社員 | ⑥ 常勤パートタイマー |
| ⑦ 臨時・アルバイト | ⑧ 内職 |
| ⑨ 農業・林業・漁業 | ⑩ 商工業・サービス業（卸小売店、飲食店等） |
| ⑪ 自由業（開業医、弁護士、芸術家等） | ⑫ 主夫・主婦 |
| ⑬ 学生 | ⑭ その他（具体的に） |

F4: あなたは、現在結婚していますか。(○は1つ)

- ① 結婚している ② 結婚していないがパートナーと暮らしている
③ 離別 ④ 死別 ⑤ 未婚

F5: あなたの世帯は次のどれにあたりますか。(○は1つ)

- ① ひとり暮らし ② 夫婦のみ世帯
③ 親と子の二世帯 ④ 親・子・孫の三世帯
⑤ 兄弟・姉妹の世帯 ⑥ ひとり親世帯
⑦ その他（具体的に）

家庭生活について

質問1 家庭での男女の役割分担に関する考え方で、あなたの考えに最も近いのは次のうちどれですか。(○は1つ)

- ① 男性は仕事が大切だから、家事は女性が中心になった方がよい
② 男性は家事や育児に向かないから、家事は女性中心になった方がよい
③ 必要に応じて男性も家事を行った方がよい
④ 男女は家庭でも平等に役割分担をする方がよい
⑤ その他（具体的に）

【現在、配偶者のいる方におたずねします】

質問2 あなたの家庭では、次にあげるような家庭内の事柄を主にどなたが行っていますか。
それぞれあてはまるものを1つずつ選んで○をつけてください。

	主に妻	主に夫	妻と夫が 半々	その他 の人	該当し ない
ア 食事を作る、食事の片づけ	1	2	3	4	5
イ 食料品等日常の買い物	1	2	3	4	5
ウ 部屋の掃除	1	2	3	4	5
エ 洗濯・物干し	1	2	3	4	5
オ ゴミだし	1	2	3	4	5
カ 布団の上げ下ろし	1	2	3	4	5
キ 風呂の準備や掃除	1	2	3	4	5
ク 高齢者の介護	1	2	3	4	5
ケ 乳幼児の世話	1	2	3	4	5
コ 子どものしつけや家庭教育	1	2	3	4	5
サ 家計の管理	1	2	3	4	5
シ 子ども送り迎え（保育園や塾）	1	2	3	4	5
ス 庭や家のまわりの掃除	1	2	3	4	5

【現在、配偶者のいる方におたずねします】

質問2-1 あなたは、質問2のA～ソまでの事柄について、配偶者にもっとやってもらいたいことは何ですか。3つまで選んでください。

配偶者にもっとやってもらいたいこと

【ここからは、全ての方におたずねします】

質問3 あなたは家庭での次のことについて、男女でどのように分担すべきだと思いますか。それぞれあてはまるものを1つずつ選んでください。

	主に女性	主に男性	男女平等
ア 食事を作る、食事の片づけ	1	2	3
イ 食料品等日常の買い物	1	2	3
ウ 部屋の掃除	1	2	3
エ 洗濯・物干し	1	2	3
オ ゴミだし	1	2	3
カ 布団の上げ下ろし	1	2	3
キ 風呂の準備や掃除	1	2	3
ク 高齢者の介護	1	2	3
ケ 乳幼児の世話	1	2	3
コ 子どものしつけや家庭教育	1	2	3
サ 家計の管理	1	2	3
シ 子ども送り迎え（保育園や塾）	1	2	3
ス 庭や家のまわりの掃除	1	2	3

質問4 結婚や家庭生活に関したA～オの事項について、あなたの考えに近いものを1つずつ選んでください。

	賛成	どちらか と言え ば賛成	どちらか と言え ば反対	反対	わか らな い
ア 結婚は個人の自由であるから、結婚はしてもしなくてもどちらでもよい	1	2	3	4	5
イ 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである	1	2	3	4	5
ウ 結婚しても必ず子どもを持つ必要はない	1	2	3	4	5
エ 結婚して相手に満足できないときは離婚すればよい	1	2	3	4	5
オ 夫婦が別々の姓を名乗ること（選択的夫婦別姓）を、認める方がよい	1	2	3	4	5

仕事・職場について

質問5 あなたは収入のある仕事をしていますか。（○は1つ）

- 現在している（育児休業中等も含む）（⇒質問6、質問8へ）
○ 以前はしていたが、今はしていない（⇒質問7、質問8へ）
○ 今までにしたことがない（⇒質問9へ）

【質問5で「①現在している（育児休業中等を含む）」を回答した方にお聞きします。】

質問6 あなたが働いているのは何のためですか。（主な理由を○は3つまで選択）

- ① 社会の役に立ちたいため
② 自分の能力、技能を活かすため
③ 視野を広くするため
④ 時間的に余裕があるから
⑤ 働くのは当たり前だから
⑥ 家業だから
⑦ 生計を維持するため
⑧ 子どもの教育費のため
⑨ 住宅資金を貯めたり、ローン返済のため
⑩ 老後の蓄えのため
⑪ 自分が自由に使えるお金が欲しいため
⑫ 家族旅行など、レジャー資金のため
⑬ その他（具体的に）

【質問5で「②以前はしていたが、今はしていない」を回答した方にお聞きします。】

質問7 あなたが仕事を辞めた主な理由は何ですか。（主な理由を○は2つまで選択）

- ① 結婚のため
② 子どもができたから
③ 自分の健康問題で
④ 家族の介護、看護のため
⑤ 労働環境が悪かったから
⑥ 定年退職で
⑦ 資金等が低かったため
⑧ 男女差別があったから
⑨ 中高年の退職への圧力
⑩ 家事・育児との両立ができなかったため
⑪ リストラ等で解雇
⑫ その他（具体的に）

【質問5で①又は②と回答した方にお聞きします】

質問 8 あなたの職場では、次にあげる面で性別によって差があると思いますか。それぞれ
の面について、あなたの考え方に近いものを1つずつ選んでください。

	男性の方 が優遇さ れている	どちらかど ちらかど 言えは男性 が優遇され ている	平等	どちらかと 言えは女性 が優遇され れている	女性の方 が優遇さ れている	わから ない
A 募集や採用の条件	1	2	3	4	5	6
I 賃金・昇進・昇格	1	2	3	4	5	6
U 人事配置	1	2	3	4	5	6
E 教育や研修制度	1	2	3	4	5	6
O 仕事の内容	1	2	3	4	5	6
カ 全体的に	1	2	3	4	5	6

【ここからは、全ての方にあたらずに】

質問 9 一般的に女性が仕事を待つことについてあなたはどのように考えますか。(○は1つ)

① 女性は仕事を持たない方がよい
② 結婚するまでは、仕事を持つ方がよい
③ 結婚して子どもができるまでは、仕事を持つ方がよい
④ 結婚、出産に関わらず、ずっと仕事を持っている方がよい
⑤ 子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい
⑥ その他 (具体的に)
⑦ わからない

質問 10 男女がともに「仕事と家庭の両立」をするためには、今後、どのようなことが必要
だと思いますか。(○は3つ)

① 雇用・労働条件での男女間格差を是正する
② 労働時間の短縮やフレックスタイム制 (自由勤務時間制) を導入する
③ 子どもが1歳に達するまでの育児休業制度や介護休業制度を普及促進する
④ 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい職場環境づくりを進める
⑤ 子育て時期などにおける転勤に配慮する
⑥ 男性が家事や育児、介護へ参加する
⑦ 育児や介護のための施設やサービスを充実する
⑧ 結婚・出産などによる退職者の再雇用制度を普及促進する
⑨ 就職情報を積極的に提供する
⑩ 技術習得のための機会を充実する
⑪ 特に必要なのは
⑫ その他 (具体的に)
⑬ わからない

子どものしつけについて

質問 11 あなたは子どもの時に、行儀作法や言葉遣いについて、親から「女性であれば女
の子らしく、男性であれば男の子らしく」ふるまうように言われましたか。

① よく言われた ② どちらかといえば言われた ③ ほとんど言われなかった

質問 12 実際にお子さんがいる・いないに関わらず、あなたは女の子に対して、どのような
ことを期待しますか。(○は1つ)

① 自分の意見をちゃんと伝える ② 先頭に立って人を引っ張る
③ たくましく頼りがいがある ④ 人の悲しみが分かる
⑤ 愛情があり、誰にでも好かれる ⑥ 親身になって人の面倒をみる
⑦ 素直でよく言うことを聞く ⑧ その他 (具体的に)

質問 13 実際にお子さんがいる・いないに関わらず、あなたは男の子に対して、どのような
ことを期待しますか。(○は1つ)

① 自分の意見をちゃんと伝える ② 先頭に立って人を引っ張る
③ たくましく頼りがいがある ④ 人の悲しみが分かる
⑤ 愛情があり、誰にでも好かれる ⑥ 親身になって人の面倒をみる
⑦ 素直でよく言うことを聞く ⑧ その他 (具体的に)

質問 14 男女共同参画を進めるために、小・中・高等学校で行うとよいと思うものはどれで
すか。(○は3つまで)

① 出席簿、ロッカーの順番など、男女を分ける習慣をなくす
② 学校生活での居間・生徒の役割分担を男女同じにする
③ 生徒指導や進路指導において、男女の区別なく能力をいかせるよう配慮する
④ 授業に男女共同参画の意識を育てる内容を取り入れる
⑤ 教師の意識を高めるために教職員研修を行う
⑥ 校長や教頭に女性を増やしていく
⑦ PTAや保護者会などを通して、男女共同参画への保護者の理解を深める
⑧ その他 (具体的に)

男女共同参画に関する意識について

質問 15 あなたは、次にあげるア～クまでの分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。それぞれの分野について、あなたの考えに近いものを1つずつ選んでください。

	男性の方が優遇されている	どちらかと言えば男性が優遇されている	平等	どちらかと言えば女性が優遇されている	女性の方が優遇されている	わからない
ア 家庭生活で	1	2	3	4	5	6
イ 職場で	1	2	3	4	5	6
ウ 学校教育の場で	1	2	3	4	5	6
エ 地域活動・社会活動の場で	1	2	3	4	5	6
オ 政治の場で	1	2	3	4	5	6
カ 法律や制度の上で	1	2	3	4	5	6
キ 社会通念・慣習・しきたりなどで	1	2	3	4	5	6
ク 社会全体で	1	2	3	4	5	6

質問 16 最近、社会における女性を取り巻く環境や女性自身の状況で、変わってきていると思うことがあります。次の中からいくつでも選んでください。

① 職場での地位が確保された	② 職場での労働条件が改善されてきた
③ 女性の管理職が増えてきた	④ マスコミがPRするようになってきた
⑤ 社会的な活動をする女性が増えた	⑥ 男性の理解や協力が得られるようになった
⑦ 夫や父親の考え方が変わった	⑧ 経済的に自立した女性が増えた
⑨ 保育所などの施設が増えた	
⑩ その他（具体的に）	
⑪ 特にない	

地域活動について

質問 17 あなたは地域社会において、現在どのような活動に参加していますか。（あてはまるものすべてに○）

① 趣味や養育のサークル活動
② PTA活動など、子どものための活動
③ 女性会・青年会・老人クラブ活動
④ 自治会活動
⑤ 宗教活動
⑥ スポーツ・健康づくりのためのサークル活動
⑦ 女性問題の学習や男女共同参画のための活動
⑧ 女性問題以外の社会問題や環境問題などの学習会
⑨ 政治活動
⑩ NPO（特定非営利団体）活動
⑪ 子育て支援サークル
⑫ 介護・福祉分野のボランティア活動
⑬ 介護・福祉分野以外のボランティア活動
⑭ その他（具体的に）
⑮ 参加していない（⇒質問 17-1へ）

質問 17-1

質問 17 で「⑮参加していない」を回答した方にお聞きします。

地域活動等に参加していない理由は何ですか。（○は3つまで）

① 社会活動に関心がないから
② 地域で興味や関心の持てる活動が行われていないから
③ 仕事が多く、時間が足りないから
④ 家事・子育て・介護が多く、時間が足りないから
⑤ 自分の体調がすぐれないから
⑥ 家族の理解や協力が足りないから
⑦ 経済的な負担が大きいため
⑧ 地域活動に関する情報がないから
⑨ 活動するための施設が近くにないから
⑩ 人間関係がうまくいかないから
⑪ その他（具体的に）

老後の生活について

質問 18 あなたは老後をどのように暮らしたいですか。(○は1つ)

- ① 自分ひとりで暮らしたい ② 夫婦だけで暮らしたい
③ 家族や身内と暮らしたい ④ 家族や身内とは別に生活するが近くで暮らしたい
⑤ 老人ホームなどで暮らしたい ⑥ 気のあった高齢者と同じ屋根の下で共同生活したい
⑦ その他 (具体的に)

質問 19 老後の不安や悩みについてお聞きます。(○は3つ)

- ① 配偶者に先立たれること ② 生活費のこと
③ 健康のこと ④ 面倒をみてくれる身寄りがいないこと
⑤ 適当な話し相手が近くにいないこと ⑥ 安心して住み続けられる住宅がないこと
⑦ 家の助継ぎがないこと ⑧ 適当な趣味や仕事がないこと
⑨ 不安に思っていることはない ⑩ その他 (具体的に)

質問 20 あなたは、高齢者の介護支援について、どのようにお考えですか。(○は1つ)

- ① 基本的には家族が行うことであり、社会が支援する必要はない
② 基本的には家族が行うことであるが、社会がある程度支援する必要がある
③ 家族だけでは過重な負担がかかるので、社会が積極的に支援する必要がある
④ 家族は可能な範囲で行い、基本的には社会が担うべきである
⑤ その他 (具体的に)
⑥ わからない

配偶者からの暴力について

質問 21 あなたは、配偶者 (事実婚や別居中、元配偶者も含む) や交際相手からの暴力について、身近で見聞きしたことがありますか。(あてはまるものすべて○)

- ① 家族や知人などから相談されたことがある (⇒質問 21-1へ)
② 身近に当事者がいる (⇒質問 21-1へ)
③ 身近に当事者はいないが、うわさを耳にしたことがある
④ 身近で見聞きしたことはない
⑤ その他 (具体的に)

質問 21-1 質問 21 で①、②を回答した方にお聞きます。
そのことを知っていましたか。(○は3つまで)

- ① 被害者と一緒に病院や相談機関に行った
② 被害者に相談機関を紹介した
③ 被害者をかくまったり、家を出ることを援助した
④ 配偶者暴力相談支援センターや警察に通報した
⑤ 加害者に暴力をやめるように話をした
⑥ 被害者にがまんするように話をした
⑦ 何もできなかった
⑧ 何もする必要はないと思った
⑨ その他 (具体的に)

【ここからは、全ての方におたずねします】

質問 22 あなたは、夫婦や恋人の間で次のようなことが行われた場合、それを暴力だと思いますか。あなたの考えに近いものをそれぞれ1つずつ選んでください。

	どんな場合でも暴力にあたると思う	暴力にあたる場合も、あたらない場合もある	暴力にあたる場合もない
ア 平手で打つ	1	2	3
イ 殴るふりをしておどす	1	2	3
ウ 何を言っても長時間無視し続ける	1	2	3
エ 「誰のおかげで食べられるんだ」などと見下して言う	1	2	3
オ 嫌がっているのに性的な行為を強要する	1	2	3
カ 避妊に協力しない	1	2	3
キ 生活費を渡さない	1	2	3
ク お金の使道を細かくチェックする	1	2	3
ケ 親兄弟、友人との付き合いを禁止・制限する	1	2	3
コ 相手の交友関係や電話、メールなどをチェックする	1	2	3

質問 23 あなたは、配偶者（婚姻届を出していない事実婚や別居中、元配偶者も含む）や交際相手から、次のようなことをされたことがありますか。あてはまるものをそれぞれ1つずつ選んでください。

	まったく ない	1、2回あ った	何回もあ った
ア なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力を受けた	1	2	3
イ 人格を否定するような暴言を受けた	1	2	3
ウ あなた、もしくはあなたの家族に危害を加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3
エ 嫌がっているのに性的な行いを強要された、また、避妊に協力しないことがあった	1	2	3
オ 生活費を渡さない、借金を強いることをされた	1	2	3
カ 交友関係を細かく監視されたり、電話・メールをチェックされた	1	2	3

質問 23-1 質問 23 のア～カの項目で「1、2回あった」又は「何回もあった」と答えた方におたずねします。
あなたは、それを、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。あてはまるものをいくつでも選んでください。

- ① 警察に連絡・相談した
- ② 法務局や人権擁護委員に相談した
- ③ 配偶者暴力相談支援センター、女性相談所、男女共同参画センターなどに相談した
- ④ その他の公的機関に相談した
- ⑤ 民間（NPOを含む）の専門家や専門機関（弁護士・弁護士会、カウンセリング機関、民間シェルター）などに相談した
- ⑥ 医療関係者（医師、看護師、助産師など）に相談した
- ⑦ 学校関係者（教員、養護教員、スクールカウンセラーなど）に相談した
- ⑧ 家族や親せきに相談した
- ⑨ 友人・知人に相談した
- ⑩ その他（具体的に）
- ⑪ どこにも（誰にも）相談しなかった（できなかった）（⇒質問 23-2へ）

質問 23-2 質問 23-1 で⑩と答えた方におたずねします。
どこにも（誰にも）相談できなかったのは、何故ですか。（あてはまるものすべて○）

- ① どこに（誰に）相談してよいかわからなかったから
- ② 恥ずかしくて誰にも言えなかったから
- ③ 相談しても無駄だと思ったから
- ④ 相談したことがわかると仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから
- ⑤ 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
- ⑥ 自分ささぐれず、なんとかこのままやっていけると思ったから
- ⑦ 世間体が悪いから
- ⑧ 他人を巻き込みたくなかったから
- ⑨ そのことについて思い出しにくかったから
- ⑩ 自分にも悪いところがあると思ったから
- ⑪ 相談するほどのことではないと思ったから
- ⑫ その他（具体的に）

男女共同参画行政について

質問 24 あなたは町政に女性の意見が反映されていると思いますか。（○は1つ）

- ① 十分反映されている
- ② まあまあ反映されている
- ③ あまり反映されていない
- ④ まったく反映されていない
- ⑤ わからない

質問 25 一般的に行政で委嘱する委員は男性より女性が少ないですが、それはどうしてだと思いますか。（○は2つ）

- ① 行政に関心のある女性が少ないから
- ② 女性が行政に関わることに對して女性自身に抵抗感があるから
- ③ 女性は行政に向かないと一般的に思われているから
- ④ 家事や育児に支障をきたすため
- ⑤ 社会的評価が低いため、認められる機会が少ないから
- ⑥ その他（具体的に）
- ⑦ わからない

質問26 女性の社会進出は進みつつありますが、自治体の首長（知事や市長）や議員、企業の管理職など女性がまだ少ないのが現状です。このように女性の参画が少ない理由は何だと思いますか。（〇は3つ）

- ① 男性優位の社会の仕組みや制度がある
- ② 女性是指導力が低いというような女性の能力に対する偏見がある
- ③ 女性の能力発揮のチャンスが男性のように与えられていない
- ④ 「女はでしゃばるものではない」という社会通念がある
- ⑤ 女性の登用に関する認識や理解が足りない
- ⑥ 地域会長や政策決定の場に出られるような女性の人材が少ない
- ⑦ 女性になる方がいい（なるものだ）と思っている人が多い
- ⑧ 男性自身に役職に対する関心やチャレンジ精神がない
- ⑨ 家族の理解や協力が得にくい
- ⑩ その他（具体的に

質問 27 あなたは『南風原町男女共同参画計画「まじゅんプラン」』をご存じですか。(〇は1つ)

- ① 名称も内容も知っている
② 名称は聞いたことはあるが、内容はわからない
③ 名称も内容もわからない

質問 28 これから南風原町は男女共生社会の実現に向けて行動計画の見直しに取り組ま
す。計画の中に特に取り入れたいことはどんなことですか。(〇は3つ)

- ① 男女平等を旨指した法律・制度の制定や見直し
- ② 政策決定の場等への女性の積極的な登用
- ③ 母性保護及び母子保健対策の充実
- ④ 職場における男女格差の是正、育児休業制度・介護休業制度の周知徹底
- ⑤ 女性の就業機会づくりと職業訓練・教育の充実
- ⑥ 保育施設・サービスと高齢者・病人の介護施設、サービス等の充実
- ⑦ 学校教育や社会教育における男女平等や相互理解協力についての学習機会の充実
- ⑧ 男女共同参画に関する情報提供や相談、交流などのセンターの充実
- ⑨ 各国の女性間の国際交流の推進
- ⑩ 広報誌やパンフレット、講演会等による、男女共同参画社会づくりの意識啓発
- ⑪ その他（具体的に）
- ⑫ わからない

最後に、男女の性別にとらわれず、男性も女性もそれぞれの個性や能力が尊重され、ともに輝いて生きることができ豊かな男女共同参画社会を実現していく、あなたのご意見・ご要望がありましたら、ご自由にお書きください。

《自由記入欄》

～アンケートへのご協力ありがとうございました～

2. 法及び上位・関連計画等の整理

(1) 国の動き（関連法・計画の概要）

①男女共同参画社会基本法（平成11年6月）

平成11年6月に、「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、基本法では、男女共同参画社会を形成するための5本の柱（基本理念）を掲げています。そして、その柱にもとづき行政（国や地方公共団体）と国民それぞれが果たさなくてはならない役割（責務、基本的施策）が定められています。

○ 基本理念—男女共同参画社会をつくっていくための5本の柱

※わかりやすくするため、平易な表現で趣旨を示しています。

1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじましょう。男女の差別をなくし、「男」「女」である以前にひとりの人間として能力を発揮できる機会を確保していきましょう。

2. 社会における制度又は慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行の在り方を考えていきましょう。

3. 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等なパートナーとして、いろいろな方針の決定に参画できるようにしましょう。

4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女はともに家族の構成員。お互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事をしたり、学習したり、地域活動をしたりできるようにしていきましょう。

5. 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とともに相互に協力して取り組んでいきましょう。

○国、地方公共団体及び国民の役割

- ・国は、基本理念に基づき、男女共同参画基本計画の策定をはじめ、積極的改善措置を含む男女共同参画社会づくりのための施策を総合的に策定し、実施していきます。
- ・地方公共団体は、国と同様に、基本理念に基づき、男女共同参画社会づくりのための施策に取り組むとともに、地域の特性をいかした施策を展開していきます。
- ・国民には、男女共同参画社会づくりに協力することが期待されています。

②第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日）

「男女共同参画基本計画」は、男女共同参画社会基本法第13条にもとづき、政府が男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成12年に策定したものであり、その推進を図ってきました。

その後、平成17年に策定した第2次基本計画を経て、平成22年に、これまでの取り組みを評価・統括し、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして「第3次男女共同参画基本計画」の策定を行っています。

【第1部 基本的な方針】

■策定にあたっての基本的考え方

- ①基本法施行後10年間の反省を踏まえ、実効性のあるアクション・プランとするため、できる限り具体的な数値目標やスケジュール等を明確に設定するとともに、その達成状況について定期的にフォローアップを行う。
- ②固定的性別役割分担を前提とした社会制度や社会構造の変革を目指すとともに、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」、「子ども・子育て支援」、「子ども・若者育成支援施策」、「人権施策」など、政府が一体となって横断的に取り組んでいる関連施策との密接な連携を図る。
- ③日本の文化、社会の状況等にも配慮しつつ、国際的な規範・基準の積極的な遵守や国内における実施強化などにより、国際的な概念や考え方（ジェンダー等）を重視し、国際的な協調を図る。

■第3次計画において改めて強調している視点

- ①女性の活躍による経済社会の活性化
 - ・女性を始めとする多様な人材を活用することは経済社会の活性化に必要不可欠。
 - ・女性がその能力を発揮し経済社会に参画する機会を確保することは、労働供給の量的拡大に加え、持続的に新たな価値を創造するために不可欠。
- ②男性、子どもにとっての男女共同参画
 - ・男女共同参画社会は、多様な生き方を尊重し、全ての人があらゆる場面で活躍できる社会であり、男性にとっても暮らしやすい社会。
 - ・働き方の見直し、直面する介護の問題など男性に関わる課題に対応するためにも男女共同参画の理解に向けた男性への働きかけが必要。
 - ・子どもの頃から男女共同参画の理解を促進することが重要。
 - ・ひとり親家庭や性犯罪の被害を受けている子どもなど、支援が必要な子どもの問題も顕在化しており、社会全体で子ども達を支えることが必要。
- ③様々な困難な状況に置かれている人々への対応
 - ・女性は、出産・育児等による就業の中断や非正規雇用が多いことなどを背景として貧困など生活上の困難に陥りやすい。
 - ・障害がある女性や日本で働き生活する外国人女性などは、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている場合が少なくない。
 - ・家庭や地域における男女共同参画の推進や、女性が働きやすい就業構造への改革など、男女共同参画の推進が様々な困難に置かれている人々への対応にとって不可欠。
- ④女性に対するあらゆる暴力の根絶
 - ・女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、克服すべき重要課題。
 - ・暴力を容認しない社会的認識の徹底等、根絶のための基盤整備とともに、防止対策、被害者支援など幅広い取り組みを総合的に推進することが必要。

⑤地域における身近な男女共同参画の推進

- ・地域力を高めていくためには、女性も男性も誰もが出番と居場所のある地域社会を形成していくことが重要。
- ・人々に最も身近な暮らしの場である地域における様々な取り組みが必要。

■今後取り組むべき喫緊の課題

- ①実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進
 - ②より多様な生き方を可能にする社会システムの実現
 - ③雇用・セーフティネットの再構築
 - ④推進体制の強化
-

【第2部 施策の基本的方向と具体施策】

- | | |
|-------|--------------------------------|
| 第1分野 | 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 |
| 第2分野 | 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 |
| 第3分野 | 男性、子どもにとっての男女共同参画 |
| 第4分野 | 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 |
| 第5分野 | 男女の仕事と生活の調和 |
| 第6分野 | 活力ある農産漁村の実現に向けた男女共同参画の推進 |
| 第7分野 | 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援 |
| 第8分野 | 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 |
| 第9分野 | 女性に対するあらゆる暴力の根絶 |
| 第10分野 | 生涯を通じた女性の健康支援 |
| 第11分野 | 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実 |
| 第12分野 | 科学技術・学術分野における男女共同参画 |
| 第13分野 | メディアにおける男女共同参画の推進 |
| 第14分野 | 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進 |
| 第15分野 | 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献 |

（２）沖縄県の動き（関連条例・計画の概要）

①沖縄県男女共同参画推進条例

沖縄県においては、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的に、2003年（平成15年）に「沖縄県男女共同参画推進条例」を制定しています。以下に主な内容を抜粋します。

（基本理念）

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることに考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進は、男女が互いの性を理解し合い、生涯にわたる妊娠、出産その他の性及び生殖に関する事項に関し、自らの決定が尊重されること及び健康な生活を営むことについて配慮されることを旨として、行われなければならない。

6 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、国際的協調の下に行われなければならない。

（県の責務）

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、市町村、県民及び事業者と共同して取り組むよう努めなければならない。

（県民の責務）

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その雇用する男女について、雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職業生活における活動と家庭及び地域生活における活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるものとする。

(男女の人権侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為（身体的又は著しい精神的な苦痛を与える行為をいう。）その他の行為により男女の人権を侵害してはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担、性別による差別、セクシュアル・ハラスメント、男女間における暴力等を正当化し、若しくは助長するような表現又は過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

②沖縄県男女共同参画計画（後期）＜愛称：DEIGOプラン（後期）＞

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第9条及び第14条、「沖縄県男女共同参画推進条例」第4条に基づき、県の責務として策定されたものです。そして、本県における男女共同参画社会の形成を促進させるための施策展開の基本となるもので、施策の基本方向とその目標及び具体的施策を示しています。また、計画の実効性を高めるために、県民にわかりやすい指標を設定し、計画期間終了時における目標数値を定めています。

＜計画の基本理念＞

全ての人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮するとともに互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も共に分かち合う男女共同参画社会の実現は私たちの願いです。男女共同参画社会の実現を目指して6つの基本理念を定めました。この理念は「沖縄県男女共同参画推進条例」の基本理念に基づいています。

- （1）男女の人権の尊重（条例第3条第1項）
- （2）社会における制度または慣行についての配慮（条例第3条第2項）
- （3）政策等の立案及び決定への共同参画（条例第3条第3項）
- （4）家庭生活における活動と他の活動の両立（条例第3条第4項）
- （5）生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重（条例第3条第5項）
- （6）国際的協調（条例第3条第6項）

＜計画の期間＞

「沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」の後期計画として、平成19（2007）年度から平成23（2011）年度までの5年間。

＜計画の内容＞

基本方向Ⅰ 男女共同参画の視点に立った意識の改革

- 目標1 性別による固定的な役割分担意識を是正し、男女が共に自分らしく生きるための意識改革
- 目標2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

基本方向Ⅱ 男女の人権の尊重

- 目標3 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 目標4 生涯を通じた男女の健康支援

基本方向Ⅲ 男女共同参画を進めるために必要な社会制度等の確立

- 目標5 男女共同参画のための自立支援
- 目標6 男女共同参画の視点に立った少子・高齢社会 ※等への対応

基本方向Ⅳ 政策・方針決定過程への男女共同参画及び女性の社会参画

- 目標7 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

目標 8 女性の社会参画の促進

基本方向V 家庭・地域・職場において男女が多様な生き方を選択できる社会の実現

目標 9 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

目標 10 農林水産業及び商工業等自営業における男女共同参画の確立

目標 11 男女の家庭生活と職業生活・地域生活との両立支援

基本方向VI 平和・国際社会への貢献及び環境保全への取組

目標 13 平和・国際社会への貢献及び環境保全への取組

③沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（改訂版）

本計画は、平成13年に制定された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成16年及び平成19年に改正）等を受け、法第2条の3第1項に基づき県の責務として策定された「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」（平成18年3月）を改定したものです。また、市町村基本計画の策定も努力義務として明記されています。

<計画の基本理念>

【配偶者からの暴力を許さない社会づくり】

<計画の位置付け>

この計画は、配偶者暴力防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画として策定するとともに、「沖縄県男女共同参画計画（後期）」の基本方向Ⅱ「男女の人権の尊重」中の目標3「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の達成を目指すための計画としても位置付けます。

<施策の内容>

基本目標1 配偶者等からの暴力を防止するための取組の推進

- （1）人権教育・啓発活動の推進
- （2）地域における活動
- （3）加害者対策への取組

基本目標2 被害者の保護のための体制整備

- （1）発見・通報
- （2）相談体制・対応の充実
- （3）一時保護体制・対応の充実
- （4）一時保護退所後の施設における保護
- （5）医学的・心理的支援
- （6）外国人、障害者、高齢者等多様な背景を持つ被害者、同伴家族への援助

基本目標3 被害者の自立を支援する環境整備

- （1）住宅確保に関する支援の充実
- （2）経済的支援の充実
- （3）就業に向けた支援
- （4）子育て支援
- （5）児童の就学についての支援
- （6）国民年金の加入手続き等における支援
- （7）医療保険の加入手続き等における支援
- （8）プライバシーの保護

(9) 法的支援、司法手続きに関する支援

基本目標 4 関係施策の推進体制の強化と民間団体との協働

- (1) 施策調整機能の強化
- (2) 職務関係者の資質向上
- (3) 民間団体との協働
- (4) 苦情の適切かつ迅速な処理

(3) 南風原町の動き（関連計画の概要）

①第四次南風原町総合計画（後期基本計画）

【基本構想】

■計画の期間

基本構想：平成 19～28 年（2007～2016）

後期基本計画：平成 24～28 年（2012～2016）

■南風原町の将来像

○計画の基本理念：平和 自立 共生

○将来像：ともにつくる黄金南風の平和郷

■まちづくり目標とまちづくり目標を達成するための柱（関連部分抜粋）

1 節 みんなで考え、みんなで創る わくわくするまち

私たちは、みんなで考え、みんなで創る協働のまちをめざしています。このため、情報共有により、住民と行政が相互関係を深め、それぞれの役割と責任で住み良いまちづくりをすすめ、新しい時代を拓いていきます。

―(1)情報の共有できるひらかれたまち

―(2)自ら考え行動するまち

住民自ら考え、自らの責任で行動できるまちをめざします。そのため、行政はその仕組みを整え、住民は積極的にまちづくりに参画し、私たちにできることは何かを考え、行動します。

―(3)みんなでつくるまち

【後期基本計画】

1. みんなで考え、みんなで創る わくわくするまち

2 節 自ら考え行動するまち

<課題>

⑦男女がともに支え合う男女共同参画社会の構築に向けた施策の展開

<施策の展開>

(4)男女共同参画社会の実現を目指した取り組み

①「第二次南風原町男女共同参画計画 まじゅんプラン」を推進します。

<5年後の目標値>

指標名	現状値	目標値
各種審議会等の女性登用率	32.9% (H22 年度)	50% (H28 年度)

<5年後の重点事業>

(4)「第二次南風原町男女共同参画計画 まじゅんプラン」の推進

3. 男女共同参画に関する県内の取り組み

(1) 男女共同参画計画における近年の傾向の概観

- ・ 近年策定された計画をみると、具体施策の位置づけとは別に、アクションプランやリーディングプランを位置づける例がみられます。具体的には、名護市（3あい(愛)プラン）や浦添市（メンズキッチンデー）といった形で、行動計画の内容を強くアピールしています。さらに、アクションプランやリーディングプランを具現化するために、各種啓発事業（フォーラムや講座の開催、メンズキッチンデーの具体化等）が実施されているケースもみられます。
- ・ この他、わかりやすい目標設定や計画の進捗管理のために、数値目標を示したものもみられます。
- ・ 男女共同参画計画は、市民への啓発を主たる目的の一つにしているため、プラン作成にあたっては、こうした効果的な手法を取り入れていくことも検討する必要があります。加えて、行政の視点だけでなく、市民一人ひとりが“家庭”“地域”“職域”などで取り組んでいく内容を具体的に検討し、計画に位置づけていくことも大切と言えます。

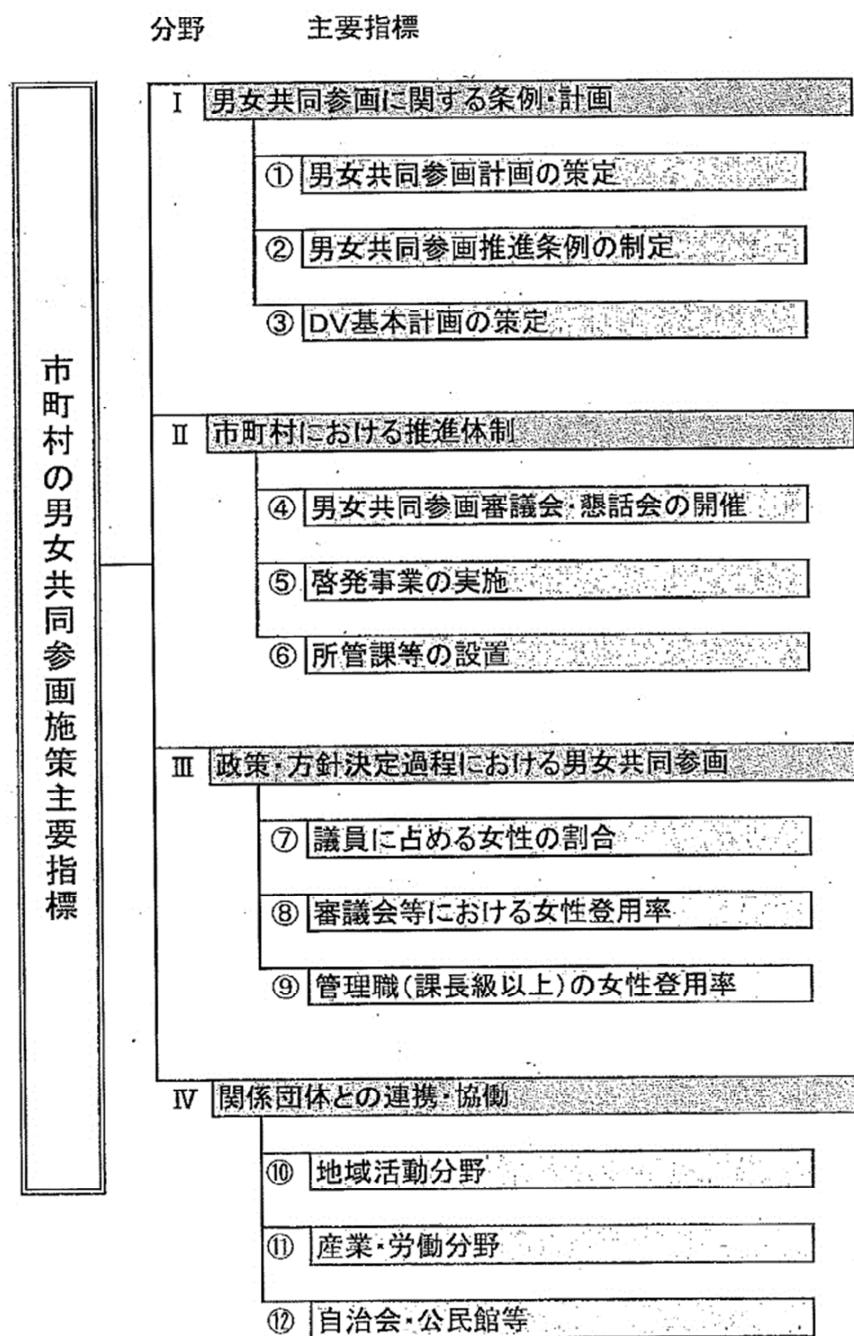
(2) 県内市町村の男女共同参画行政の進捗状況等

- ・ 参考資料として、『平成 23 年度男女共同参画行政の進捗状況等の調査結果』（沖縄県環境生活部平和・男女共同参画課：平成 23 年 9 月）より、市町村の状況を次頁以降に掲載します。

(2) 市町村の男女共同参画施策主要指標について

8～10ページにおいて説明した市町村の状況については、県において設定した以下の指標に基づいて調査を行った。また、①～⑫の各指標について、それぞれ点数化(→P12)し、男女共同参画推進状況について市町村のランキング付け(→P15)を行った。

① 指標12項目について



② 指標の点数基準

				点数					点数
I 男女共同参画 計画	30点	①男女共同参画計画の策定	策定済み	20	III 政策・方針決定過程における男女共同参画	⑦議員に占める女性の割合	30%以上	10	
			策定中	10			25%以上30%未満	8	
			予定なし	0			20%以上25%未満	6	
		②男女共同参画推進条例の制定	制定済み	5			15%以上20%未満	4	
			制定中	2			10%以上15%未満	3	
			予定なし	0			5%以上10%未満	2	
		③DV基本計画の策定	策定済み	5			1%以上5%未満	1	
			策定中	2			1%未満	0	
			予定なし	0		⑧審議会等における女性登用率	40%以上	15	
		④男女共同参画会議等の開催	開催あり	10			35%以上40%未満	13	
開催なし	0		30%以上35%未満	11					
II 市町村における推進体制	20点	⑤啓発実施事業	開催あり	5			25%以上30%未満	9	
			開催なし	0			20%以上25%未満	7	
		⑥所管課等の設置					15%以上20%未満	5	
			課(室)名に「男女共同参画」「女性」等を冠する	5			10%以上15%未満	3	
			係	4			5%以上10%未満	1	
			専任担当者	3		5%未満	0		
兼任担当者	1	⑨管理職(課長級以上)の女性登用率	30%以上	10					
なし	0		25%以上30%未満	8					
IV 関係団体との連携・協働	15点		⑩地域活動	イベント等の開催		5	20%以上25%未満	6	
				なし		0	15%以上20%未満	4	
			⑪産業・労働分野	イベント等の開催		5	10%以上15%未満	3	
				なし		0	5%以上10%未満	2	
			⑫自治体・民館等	イベント等の開催		5	1%以上5%未満	1	
				なし		0	1%未満	0	

③各指標(項目)の説明

市町村の男女共同参画施策主要指標について

12項目の説明

① 「男女共同参画計画の策定」

男女共同参画社会基本法第14条に、市町村は、男女共同参画計画を定める旨の努力規定がある。また、県男女共同参画計画の進捗の指標として策定率が掲げられている。

計画を策定することにより、地域の実情に沿った活動や事業の実施が期待できる。

② 「男女共同参画推進条例の制定」

市町村が条例を制定することにより、市町村住民へ男女共同参画の意識・理念の浸透を図ることが期待できる。

③ 「DV基本計画の策定」

平成19年7月に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が改正され、第2条の3第3項に、市町村は基本計画を定める旨の努力義務が規定された。また、平成22年1月に県DV基本計画が改定され、被害者に身近な行政主体である市町村に計画策定の努力義務が規定された。

市町村が計画を策定することにより、地域の実情に沿ったきめ細やかなDV被害者支援の実施が期待できる。

④ 「男女共同参画審議会・懇話会等の開催」

男女共同参画に関する諮問機関の開催状況について項目を設けた。

諮問機関を設置するだけでなく、実際に開催し、広く有識者、住民等の意見を聴取することで、男女共同参画行政を推進することが期待できる。

⑤ 「啓発事業の実施」

講演会、出前講座、パネル展等の啓発事業の実施状況について項目を設けた。

男女共同参画の視点に立った意識の改革を行うため、啓発事業の実施が必要である。

⑥ 「所管課等の設置」

男女共同参画の推進を専門に担当する課や室、男女共同参画を担当する係や班、専任・兼任担当者の設置状況について項目を設けた。

行政組織に男女共同参画の事務を位置づける必要がある。

- ⑦ 「議員に占める女性の割合」
市町村議会議員に占める女性議員の割合について項目を設けた。
政策・方針決定過程への男女共同参画を促進するため、女性の参画を高めることは重要である。
- ⑧ 「審議会等女性登用率」
法令、条例、規則に基づいて設置された審議会等への女性委員の登用について項目を設けた。但し、職員のみで構成されるものは除く。
政策・方針決定過程への男女共同参画を促進するため、女性委員の登用率を高めることは重要である。
- ⑨ 「管理職（課長級以上）の女性の登用率」
課長級以上の管理職に占める女性職員の割合について項目を設けた。
政策・方針決定過程への男女共同参画を促進するため、女性の登用率を高めることは重要である。
- ⑩ 「地域社会における活動団体との連携・協働」
(PTA・ボランティア活動・NPOとの連携・協働)
- ⑪ 「産業・労働分野の団体との連携・協働」
(商工会議所・企業・各種団体との連携・協働)
- ⑫ 「自治会長・公民館長等との連携・協働」
平成21年度九州ブロック会議で内閣府から示された「地域における男女共同参画促進総合支援」中「男女共同参画の視点を活かした課題解決のための多様な主体の連携・協働による主体的な取組の支援」に関連して、平成22年度調査より3項目を設定した。

④市町村における男女共同参画行政の推進状況調査得点一覧表

平成23年4月1日現在

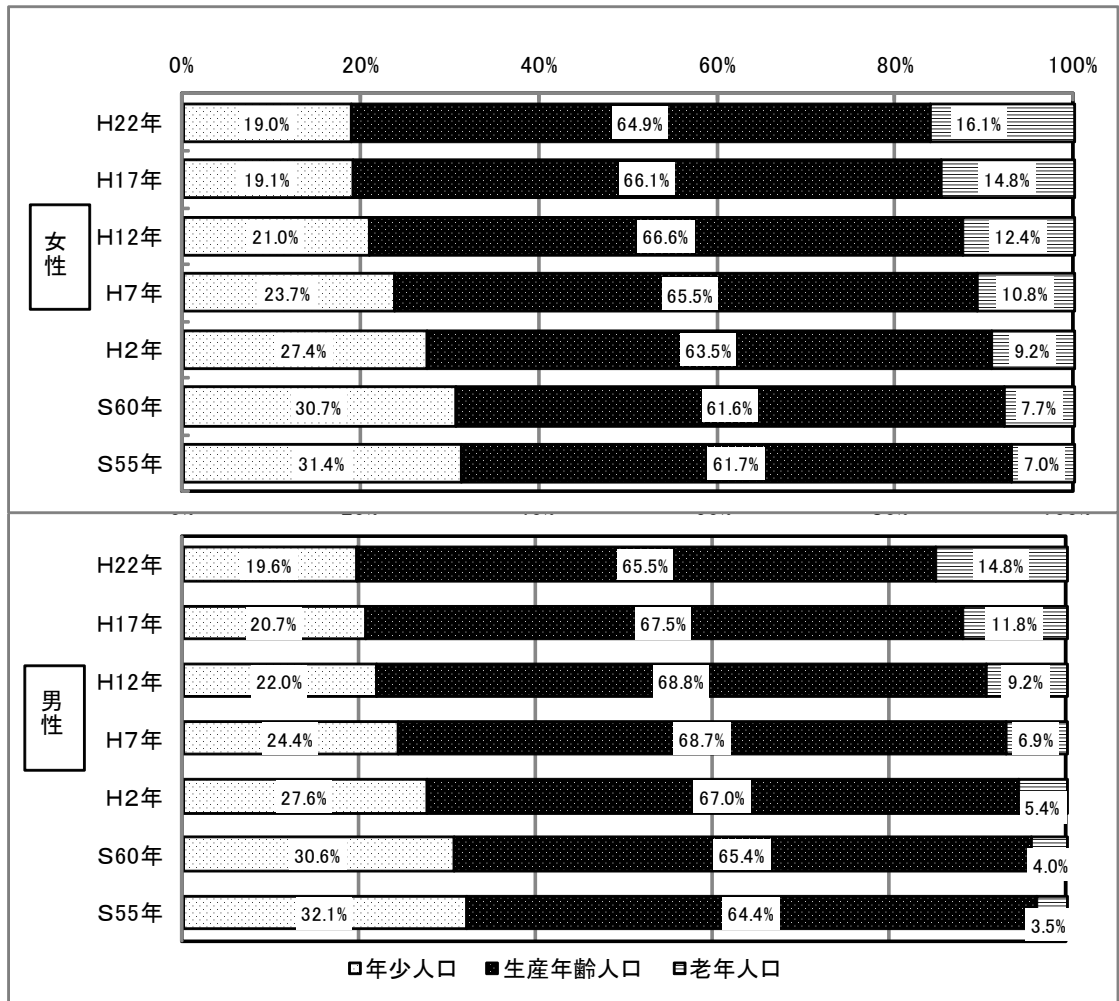
市町村	Ⅰ 男女共同参画に関する条例・計画			Ⅱ 市町村における推進体制			Ⅲ 政策・方針決定過程における男女共同参画							※合計	順位	前年度順位
	①男女共同参画計画の策定	②男女共同参画推進条例の制定	③DV計画の策定	④男女共同参画審議会・懇話会等の開	⑤啓発事業の実施	⑥所管課等の設置	⑦議員に占める女性の割合	⑧審議会等における女性の登用率	⑨管理職(課長級以上)の女性の登用率	⑩地域活動分野	⑪産業・労働分野	⑫自治会・公民館等				
西原町	20	2	0	10	5	4	3	13	6	5	5	5	78	1	5	
浦添市	20	5	0	10	5	5	3	11	3	5	5	0	72	2	2	
北谷町	20	0	0	10	5	3	4	11	3	5	5	5	71	3	2	
那覇市	20	5	0	10	5	5	3	11	2	5	0	0	66	4	4	
宜野湾市	20	2	0	10	5	4	3	11	6	5	0	0	66	4	6	
豊見城市	20	2	0	10	5	1	3	9	1	5	5	5	66	4	11	
沖縄市	10	2	0	10	5	5	4	9	2	5	5	5	62	7	1	
うるま市	20	2	0	10	5	3	2	9	2	5	0	0	58	8	8	
糸満市	20	5	0	10	5	1	1	5	2	5	0	0	54	9	9	
名護市	20	2	0	10	5	1	2	7	2	5	0	0	54	9	14	
宮古島市	20	0	0	10	5	3	1	7	1	0	0	5	52	11	12	
南風原町	20	0	0	10	5	1	4	11	1	0	0	0	52	11	9	
石垣市	20	5	0	0	5	4	2	9	1	5	0	0	51	13	7	
南城市	20	0	0	10	5	1	0	7	3	0	0	0	46	14	13	
宜野座村	20	5	0	10	0	1	0	5	0	0	0	0	41	15	15	
読谷村	10	0	0	10	5	1	3	9	2	0	0	0	40	16	18	
嘉手納町	20	0	0	0	5	3	0	9	2	0	0	0	39	17	16	
竹富町	10	5	0	0	0	1	0	3	3	0	0	0	22	18	21	
中城村	0	0	0	0	5	1	2	11	2	0	0	0	21	19	23	
本部町	10	0	0	0	0	1	0	7	0	0	0	0	18	20	28	
与那原町	0	0	0	0	5	1	2	7	3	0	0	0	18	20	22	
恩納村	0	0	0	0	0	1	3	5	2	0	0	5	16	22	17	
粟国村	0	0	0	0	0	1	0	15	0	0	0	0	16	22	34	
多良間村	0	0	0	0	0	1	0	5	0	5	0	5	16	22	24	
北中城村	0	0	0	0	0	1	0	11	2	0	0	0	14	25	25	
渡名喜村	0	0	0	0	0	1	0	9	4	0	0	0	14	25	28	
大宜味村	0	0	0	0	0	1	0	9	2	0	0	0	12	27	31	
今帰仁村	0	0	0	0	0	1	0	9	0	0	0	0	10	28	26	
金武町	0	0	0	0	0	1	0	9	0	0	0	0	10	28	31	
八重瀬町	0	0	0	0	0	1	0	7	2	0	0	0	10	28	37	
東村	0	0	0	0	0	0	0	5	3	0	0	0	8	31	37	
伊江村	0	0	0	0	0	1	0	5	2	0	0	0	8	31	26	
国頭村	0	0	0	0	0	0	3	5	0	0	0	0	8	31	34	
渡嘉敷村	0	0	0	0	0	0	0	3	4	0	0	0	7	34	41	
座間味村	0	0	0	0	0	1	0	3	3	0	0	0	7	34	19	
与那国町	0	0	0	0	0	1	0	0	6	0	0	0	7	34	20	
北大東村	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	5	6	37	33	
伊是名村	0	0	0	0	0	1	0	5	0	0	0	0	6	37	37	
南大東村	0	0	0	0	0	1	3	1	0	0	0	0	5	39	34	
伊平屋村	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	4	40	28	
久米島町	0	0	0	0	0	1	0	3	0	0	0	0	4	40	37	
県	20	5	5	10	5	5	3	6	2	5	0	0	66	—	—	

平成23年4月1日現在
(単位:人、%)

	⑦議員に占める女性の割合				⑧審議会等における女性登用率				⑨管理職(課長級以上)の女性登用率							
	計	女性	男性	割合	計	女性	男性	割合	計	女性	男性	割合	うち一般行政職			
													計	女性	男性	割合
那覇市	40	5	35	12.5	623	211	412	33.9	229	19	210	8.3	170	19	151	11.2
宜野湾市	28	3	25	10.7	431	141	290	32.7	75	17	58	22.7	75	17	58	22.7
石垣市	22	2	20	9.1	185	47	138	25.4	63	3	60	4.8	63	3	60	4.8
浦添市	29	3	26	10.3	516	156	360	30.2	89	10	79	11.2	82	9	73	11.0
名護市	27	2	25	7.4	259	54	205	20.8	72	5	67	6.9	66	3	63	4.5
糸満市	24	1	23	4.2	314	59	255	18.8	62	6	56	9.7	62	6	56	9.7
沖縄市	30	5	25	16.7	569	145	424	25.5	113	7	106	6.2	94	6	88	6.4
豊見城市	24	3	21	12.5	258	72	186	27.9	51	2	49	3.9	42	2	40	4.8
うるま市	34	2	32	5.9	618	163	455	26.4	109	9	100	8.3	101	8	93	7.9
宮古島市	26	1	25	3.8	394	86	308	21.8	122	3	119	2.5	122	3	119	2.5
南城市	20	0	20	0	399	92	307	23.1	49	5	44	10.2	41	3	38	7.3
市部計	304	27	277	8.9	4,566	1,226	3,340	26.9	1,034	86	948	8.3	918	79	839	8.6
国頭村	10	1	9	10.0	209	33	176	15.8	11	0	11	0	11	0	11	0
大宜味村	10	0	10	0	164	48	116	29.3	11	1	10	9.1	10	1	9	10.0
東村	8	0	8	0	60	10	50	16.7	10	1	9	10.0	8	1	7	12.5
今帰仁村	11	0	11	0	138	37	101	26.8	9	0	9	0	9	0	9	0
本部町	13	0	13	0	135	28	107	20.7	15	0	15	0	15	0	15	0
恩納村	16	2	14	12.5	100	18	82	18.0	12	1	11	8.3	10	1	9	10.0
宜野座村	12	0	12	0	128	21	107	16.4	12	0	12	0	12	0	12	0
金武町	16	0	16	0	92	23	69	25.0	14	0	14	0	14	0	14	0
伊江村	10	0	10	0	60	10	50	16.7	16	1	15	6.3	12	1	11	8.3
国頭郡計	106	3	103	2.8	1,086	228	858	21.0	110	4	106	3.6	101	4	97	4.0
読谷村	19	2	17	10.5	255	65	190	25.5	29	2	27	6.9	29	2	27	6.9
嘉手納町	16	0	16	0	188	52	136	27.7	18	1	17	5.6	18	1	17	5.6
北谷町	19	3	16	15.8	267	91	176	34.1	27	3	24	11.1	27	3	24	11.1
北中城村	14	0	14	0	157	52	105	33.1	17	1	16	5.9	17	1	16	5.9
中城村	16	1	15	6.3	80	24	56	30.0	19	1	18	5.3	16	0	16	0
西原町	19	2	17	10.5	209	75	134	35.9	25	5	20	20.0	22	5	17	22.7
中頭郡計	103	8	95	7.8	1,156	359	797	31.1	135	13	122	9.6	129	12	117	9.3
与那原町	14	1	13	7.1	237	53	184	22.4	14	2	12	14.3	14	2	12	14.3
南風原町	16	3	13	18.8	177	58	119	32.8	23	1	22	4.3	23	1	22	4.3
渡嘉敷村	7	0	7	0	18	2	16	11.1	12	2	10	16.7	8	2	6	25.0
座間味村	7	0	7	0	8	1	7	12.5	10	1	9	10.0	8	1	7	12.5
粟国村	7	0	7	0	9	4	5	44.4	8	0	8	0	7	0	7	0
渡名喜村	7	0	7	0	27	8	19	29.6	6	1	5	16.7	5	1	4	20.0
南大東村	8	1	7	12.5	103	9	94	8.7	6	0	6	0	6	0	6	0
北大東村	5	0	5	0	26	2	24	7.7	7	0	7	0	7	0	7	0
伊平屋村	8	0	8	0	51	7	44	13.7	13	0	13	0	11	0	11	0
伊是名村	10	0	10	0	88	15	73	17.0	12	0	12	0	12	0	12	0
久米島町	14	0	14	0	134	19	115	14.2	19	0	19	0	18	0	18	0
八重瀬町	16	0	16	0	126	28	98	22.2	16	1	15	6.3	16	1	15	6.3
島尻郡計	119	5	114	4.2	1,004	206	798	20.5	146	8	138	5.5	135	8	127	5.9
多良間村	7	0	7	0	66	11	55	16.7	6	0	6	0	6	0	6	0
宮古郡計	7	0	7	0	66	11	55	16.7	6	0	6	0	6	0	6	0
竹富町	12	0	12	0	54	7	47	13.0	15	2	13	13.3	15	2	13	13.3
与那国町	6	0	6	0	45	2	43	4.4	10	2	8	20.0	10	2	8	20.0
八重山郡計	18	0	18	0	99	9	90	9.1	25	4	21	16.0	25	4	21	16.0
市町村合計	657	43	614	6.5	7,977	2,039	5,938	25.6	1,456	115	1,341	7.9	1,314	107	1,207	8.1

4. 男女共同参画に関する南風原町の関連データ

■南風原町の人口構成の推移



■労働力状態(6区分)男女別15歳以上人口

年度	男女の別	総数	労働力 就業者							完全 失業者	非労働力
			総数	就業者							
				総数	主に仕事	家事のほか 仕事	通学のかた わら仕事	休業者			
昭和60年	男	8,742	6,678	6,314	6,173	29	60	52	364	2,044	
	女	8,556	3,678	3,492	2,308	1,094	49	41	186	4,865	
	計	17,298	10,356	9,806	8,481	1,123	109	93	550	6,909	
平成7年	男	11,386	8,454	7,834	7,639	29	96	70	620	2,926	
	女	11,582	5,269	4,908	3,448	1,294	87	79	361	6,306	
	計	22,968	13,723	12,742	11,087	1,323	183	149	981	9,232	
平成17年	男	13,181	9,253	8,332	8,062	66	100	104	921	3,631	
	女	13,674	6,746	6,243	4,480	1,524	123	116	503	6,771	
	計	26,855	15,999	14,575	12,542	1,590	223	220	1,424	10,402	

資料: 国勢調査報告書

■ 審議会等委員への女性の登用状況(平成23年4月1日現在)

審議会等の数		委員数		
審議会等数	うち 女性委員のいる審議会等数	総委員数	うち 女性委員数	女性委員比率(%)
32	18	177	58	32.8

■ 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用状況(平成23年4月1日現在)

審議会等の数		委員数		
第202条の3に該当する審議会等数	うち 女性委員のいる審議会等数	総委員数	うち 女性委員数	女性委員比率(%)
23	12	112	32	28.6

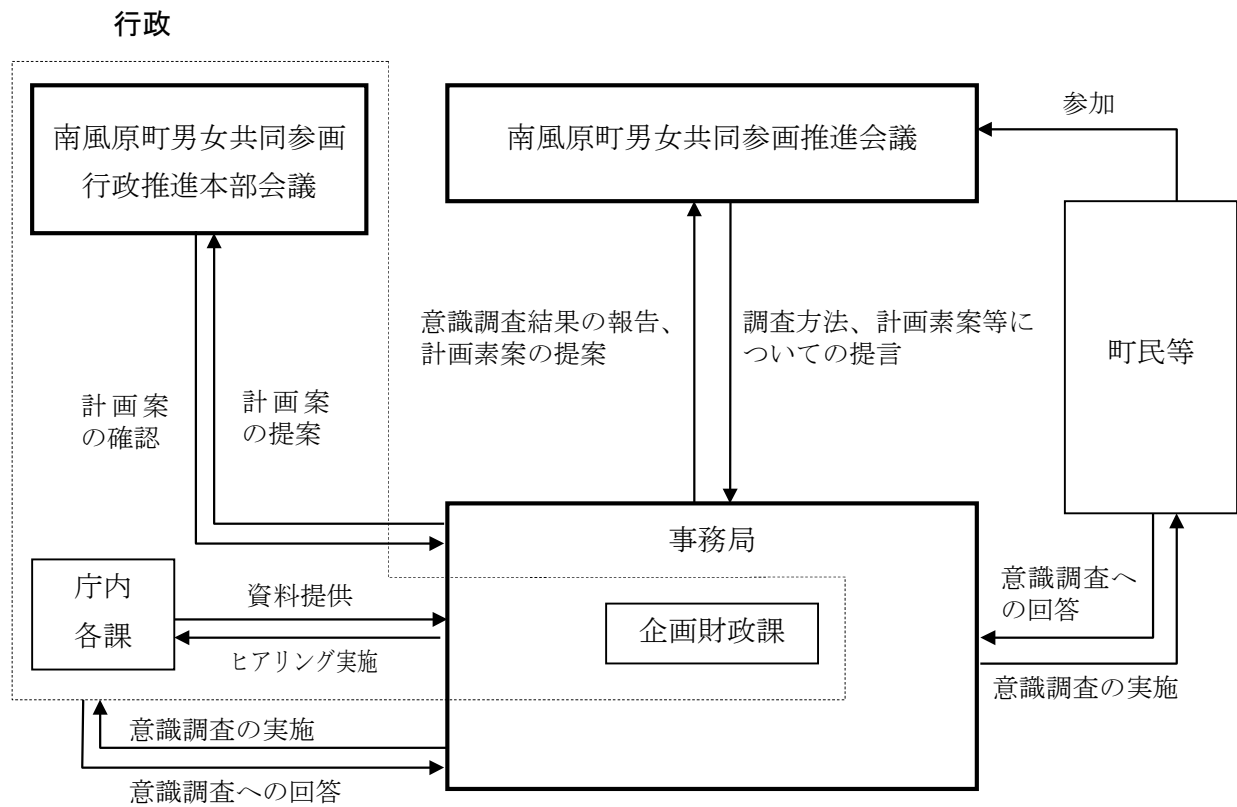
■ 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の女性の登用状況(平成23年4月1日現在)

審議会等の数		委員数		
第180条の5に該当する審議会等数	うち 女性委員のいる審議会等数	総委員数	うち 女性委員数	女性委員比率(%)
5	3	29	4	13.8

■ 公務員の管理職の在職状況(平成23年4月1日現在)

管理職総数					
	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	うち 一般行政職		
			管理職総数(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)
23	1	4.3	23	1	4.3

5. 計画の策定体制・策定経緯



○南風原町男女共同参画推進会議設置条例

平成 21 年 3 月 30 日

条例第 8 号

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の実現に関する施策の企画及びその推進に資するため、南風原町男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の事項について町長に提言を行う。

- (1) 男女共同参画社会の実現に関する問題及びその施策のあり方に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の実現に関する推進計画の進捗に関すること。
- (3) 前 2 号のほか、男女共同参画社会の形成を促進する上で必要な事項

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者 2 人以内
- (2) 公募による町民 3 人以内
- (3) その他町長が必要と認める者 5 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを決める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(関係者の意見聴取等)

第 7 条 推進会議は、会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 8 条 推進会議に部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。
- 3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを決める。
- 4 部会長は、推進会議から付議された事項について部会を開き、その審議事項を推進会議に報告する。

(庶務)

第 9 条 推進会議の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(補則)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○南風原町男女共同参画推進会議 委員名簿

	区分	氏 名	備考	任 期
1	会 長	神里 博武	学識経験者	平成23年10月20日～平成25年10月19日
2	副会長	大城 貴代子	学識経験者	平成23年10月20日～平成25年10月19日
3	委 員	赤嶺 一子	一 般	平成23年10月20日～平成25年10月19日
4	委 員	赤嶺 和子	公 募	平成24年 1 月30日～平成25年10月19日
5	委 員	赤嶺 幸信	一 般	平成23年10月20日～平成25年10月19日
6	委 員	大宜見 洋文	一 般	平成23年10月20日～平成25年10月19日
7	委 員	神里 陽子	公 募	平成24年 1 月30日～平成25年10月19日
8	委 員	知念 智慧子	公 募	平成24年 1 月30日～平成25年10月19日
9	委 員	野原 恵子	一 般	平成23年10月20日～平成25年10月19日
10	委 員	宮城 弘子	一 般	平成23年10月20日～平成25年10月19日

○南風原町男女共同参画行政推進本部会議設置規程

平成 12 年 6 月 6 日

訓令第 5 号

(設置)

第 1 条 南風原町における男女共同参画づくりに関する施策を総合的に推進するため、南風原町男女共同参画行政推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(任務)

第 2 条 推進本部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会づくりに関する施策の効果的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会づくりに関する事業の総合的調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会づくりの推進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長に政策調整監、副本部長に総務部長をもって充てる。
- 3 本部員は教育長、政策調整監、南風原町行政組織に関する規則(平成 17 年南風原町規則第 3 号)で定める部長、課長及び主幹、南風原町会計管理者の補助組織設置規則(昭和 58 年南風原町規則第 3 号)で定める課長、南風原町教育委員会事務局の組織及び事務分掌に関する規則(平成 11 年南風原町教育委員会規則第 2 号)で定める部長及び課長並びに議会事務局の局長、農業委員会事務局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第 4 条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する。

(推進本部の会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(実務者会議)

第 6 条 推進本部に実務者会議を置くことができる。

- 2 実務者会議は、推進本部に提示する事項について協議調整する。
- 3 実務者会議は、班長及び班員の 17 人以内とし、課長及び係長、主査等で組織する。
- 4 班長は、総務部総務課長をもって充てる。
- 5 実務者会議は、班長が招集する。

(庶務)

第 7 条 本部の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 7 日規程第 4 号)抄
(施行期日)

- 1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

○南風原町男女共同参画行政推進本部会議 部員名簿

	区分	所属・役職	備考		区分	所属・役職	備考
1	本部長	政策調整監	平成23年度現在不在	12	〃	保健福祉課長	
2	副本部長	総務部長		13	〃	国保年金課長	
3	本部員	教育長		14	〃	経済建設部長	
4	〃	議会事務局長		15	〃	まちづくり振興課長	
5	〃	総務課長		16	〃	区画下水道課長	
6	〃	企画財政課長		17	〃	都市整備課長	
7	〃	税務課長		18	〃	教育部長	
8	〃	住民環境課長		19	〃	教育総務課長	
9	〃	会計課長		20	〃	学校教育課長	
10	〃	民生部長		21	〃	生涯学習文化課長	
11	〃	こども課長					

○計画策定の経緯

年 月 日	会議内容等
平成 23 年 7 月 4 日	第 1 回南風原町男女共同参画推進会議 ・ 第二次男女共同参画計画策定の進め方、作業内容等について ・ 町民アンケート案について 等
平成 23 年 8 月 18 日 ～ 9 月 2 日	町民意識調査の実施
平成 23 年 10 月 20 日	第 2 回南風原町男女共同参画推進会議 ・ 町民アンケート結果について ・ 男女共同参画の動向等の整理について 等
平成 23 年 11 月	施策点検シートの配布・回収
平成 23 年 12 月 14 日 ～ 12 月 22 日	各課ヒアリングの実施
平成 24 年 1 月 30 日	第 3 回南風原町男女共同参画推進会議 ・ 総論部分に関する意見交換 等
平成 24 年 2 月 20 日	第 4 回南風原町男女共同参画推進会議 ・ 素案（総論・各論部分、参考資料）に関する意見交換 等
平成 24 年 3 月 1 日	第 5 回南風原町男女共同参画推進会議 ・ 素案（総論・各論部分、参考資料）に関する意見交換 等
平成 24 年 3 月 8 日	南風原町男女共同参画推進会議より、町長への提言
平成 24 年 3 月 9 日	南風原町男女共同参画行政推進本部会議 ・ 計画案についての検討、承認

6. 第二次南風原町男女共同参画計画策定にむけて－ 提言 －

第二次南風原町男女共同参画計画 策定にむけて

－ 提言 －



平成24年3月

南風原町男女共同参画推進会議

第二次南風原町男女共同参画計画策定にむけての提言

南風原町長から「南風原町男女共同参画推進会議」の委員として委嘱を受けた10名は、これまで第二次男女共同参画計画策定にむけて、役場関係各課へ「男女共同参画計画点検シート」の記入及びヒアリング」の実施や「男女共同参画計画の策定に係る町民意識調査」の結果を踏まえながら今日まで5回に亘って鋭意検討を重ねてまいりました。

本提言をまとめるにあたっては、まず平成11年6月に制定・施行された男女共同参画社会基本法の基本理念を基に、国の「第三次男女共同参画基本計画」及び現在県において策定中である「第四次沖縄県男女共同参画-DEIGOプラン-（案）」も考慮して提言をまとめました。

その結果、南風原町における男女共同参画社会実現の基本目標として（Ⅰ）男女共同参画への意識づくり、（Ⅱ）男女が共に健康で安心して暮らす条件整備、（Ⅲ）家庭・地域・職場における男女共同参画の環境づくり、（Ⅳ）女性の能力を活かすための積極的方策の推進、（Ⅴ）平和への貢献、国際協調と文化の創造の5つの柱とそれぞれに具体的施策及び行動計画を掲げ提言としてまとめました。

男女共同参画社会の実現は、現代社会の最重要課題であると同時に、平和・自立・共生をめざす南風原町の発展のためにも不可欠かつ重要な政策課題として位置づけることが必要です。

男女がともに互いを認め合い、その個性と能力を十分に発揮することができる社会こそ、豊かさと伝統文化が活きつく「黄金南風の平和郷」が実現できるものと考えます。

この提言の趣旨が十分反映され、全庁的な取り組み体制のもと第二次南風原町男女共同参画計画が策定されますことを強く要望いたします。

平成24年 3 月 8 日

南風原町男女共同参画推進会議
会 長 神 里 博 武

第1部 提言にあたっての基本的な考え方

1. 提言の背景

国においては、男女共同参画社会の実現は21世紀の我が国社会のあり方を決定する最重要課題であると位置づけ、男女共同参画基本法において、5つの基本理念を定めるとともに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにしています。

また、市町村は、国・県の計画を勘案して「市町村男女共同参画計画」を策定するように努めなければならないと規定しています。

これを受け、南風原町においても男女共同参画社会の実現に向けた「黄金南風の平和郷」のまちづくりを一層推進するために、平成14年に「南風原町男女共同参画計画-まじゅんプラン-」を策定しましたが、同計画が終了する平成23年度に「第二次南風原町男女共同参画計画」を策定する必要があります。

2. 男女共同参画計画策定にあたっての基本的な考え方

男女共同参画社会とは、女性も男性も互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会であります。

南風原町における計画も、このような基本理念に基づき国や沖縄県の行動計画を参考にしつつ、南風原町の実態に即して、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の実現に向けたプランとして策定されなければなりません。

3. 提言の基本方針

- I 男女共同参画への意識づくり
- II 男女が共に健康で安心して暮らすための条件整備
- III 家庭、地域、職場における男女共同参画の環境づくり
- IV 女性の能力を活かすための積極的方策の推進
- V 平和への貢献、国際協調と文化の創造

4. 行動計画の推進にあたって

（１）庁内推進体制の強化

男女共同参画計画を効果的に推進していくためには、庁内の男女共同参画行政推進本部会議の機能を最大限に発揮できるよう定期的な会議の開催による総合的な調整、各施策や事業の実務者が男女共同参画の視点を持って進行管理を行うことが重要といえます。

そのためには、職員研修などの町職員一人ひとりの意識改革を行っていくことが必要であると共に施策の企画立案、啓発事業等を積極的に行うことが重要です。

（２）町民との協働体制の確立

男女共同参画社会の実現のためには、その主体である町民と協働して、共にまちづくりを推進することが求められています。そのためには、男女共同参画をテーマにしたフェスティバル等の開催による本計画の周知や男女共同参画に関する調査・研究・推進を行う団体等の育成支援、地域における推進員の設置、行政と地域、職場等の情報を発信するなど積極的な広報啓発活動等に町民の参画促進を図る体制づくりが必要となります。

（３）財政の裏付け

第二次男女共同参画計画を実効性のある計画にするために、目標達成に向けた施策や事業への財政上の裏付けが不可欠であります。

（４）条例化への展望

町民に開かれた行動計画にするために、毎年実施状況の確認・点検を行い進捗状況の公表、中間年での計画の見直しを行いながら条例化に向けて取り組むことが必要です。

7. 参考資料

○女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）

女子差別撤廃条約は、男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適当な措置をとることを求めています。

本条約は、1979年の第34回国連総会において採択され、1981年に発効しました。日本は1985年に締結しました。

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第一部

第一条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第二条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従つて行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第三条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第四条

- 1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味におい

ても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

- 2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第五条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性のいずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第六条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第二部

第七条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第八条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第九条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第三部

第十条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第十一条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障ならびに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利
- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第十二条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分娩及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第十三条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第十四条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
 - (f) あらゆる地域活動に参加する権利
 - (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
 - (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第四部

第十五条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなるかを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第十六条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
 - (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第五部

第十七条

- 1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は十八人の、三十五番目の締約国による批准又は加入の後には二十三人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後六箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも三箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を二箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の三分の二をもって定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得て指名された者をもって委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、四年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち九人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの九人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 6 委員会の五人の追加的な委員の選挙は、三十五番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち二人の委員の任期は、二年で終了するものとし、これらの二人の委員は、委員会の委員長によりくじ引きで選ばれる。
- 7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。
- 8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。
- 9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第十八条

- 1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。
 - (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から一年以内
 - (b) その後は少なくとも四年ごと、更には委員会が要請するとき。
- 2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第十九条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 1 委員会は、役員を二年の任期で選出する。

第二十条

- 1 委員会は、第十八条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年二週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第二十一条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第二十二条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第六部

第二十三条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第二十四条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第二十五条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第二十六条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第二十七条

- 1 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、二十番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後三十日目の日に効力を生ずる。

第二十八条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第二十九条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から六箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。
- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第三十条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

○南風原町男女共同参画推進事業補助金交付要綱

平成 21 年 8 月 14 日

要綱第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、南風原町男女共同参画計画の推進を図り、男女共同参画社会を実現するため、南風原町男女共同参画計画推進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助金額)

第 2 条 補助金の交付の対象となるものは、次のとおりとする。

(1) 女性海外研修

(2) その他町長が必要と認める研修

2 補助金額は、個人が負担する経費の 2 分の 1 以内とする。ただし、一人当たりの補助金額の上限は、10 万円とする。

(補助金の交付の申請)

第 3 条 補助金の交付の申請をしようとする者は、町長に対しその定める期日までに、様式第 1 号による補助金交付申請書を提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第 4 条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに、補助金の交付の決定をしなければならない。

(決定の通知)

第 5 条 町長は、補助金の交付の決定をしたときは、様式第 2 号による補助金交付決定通知書により、当該申請者に通知しなければならない。

(実績報告)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付対象の研修の成果を記載した実績報告書を様式第 3 号にて町長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 7 条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合において書類の審査を行い、研修の成果が当該補助事業の趣旨に適合すると認めたときは、補助金の交付を受けようとする者に様式第 4 号にて確定通知をしなければならない。

(補助金の請求)

第 8 条 補助金の確定通知を受けた者は、様式第 5 号により、交付の請求をしなければならない。

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は南風原町補助金等交付規則を準用する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

8. 用語説明

育児・介護休業制度

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に規定された制度。労働者が申出を行うことによって、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている。

エンパワーメント

「力をつけること」の意で、一人ひとりが社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。

ジェンダー

生まれる前に決定される生物学的な性の違い（セックス：生物学的・生理学的な性差）に対して、出生後に周囲と関わりながら育つ中でこうあるべきだとして身についた性差観念を「ジェンダー」（社会的・文化的な性差）といいます。日常生活の中で期待される「男だから、女だから」とか、「男は仕事、女は家庭」などの性別役割分担意識も、このジェンダーの一部です。

セクシュアル・ハラスメント

「性的いやがらせ」のことで、性的なうわさを流す、身体への不必要な接触や性的関係の強要など、相手の気持ちに反した、性的な性質の言葉や行いが含まれます。

男女雇用機会均等法

正式名は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用の分野における男女の均等な機会や待遇が確保されるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中および出産後の健康の確保などの措置を推進することを目的とした法律。

子育て支援拠点事業

地域における子育て家庭を対象に、育児相談や子育てサークルの支援などを行うため、市町村が保育所等に設置する地域の子育て支援の拠点。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれます。

パートタイム労働法

正式名は「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」。適正な労働条件の確保および教育訓練の実施、福利厚生の実施その他の雇用管理の改善に関する措置、職業能力の開発・向上に関する措置などを講じることによって、パートタイム労働者がその有する能力を有効に発揮することができるように定めた法律。

パワー・ハラスメント（パワハラ）

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性（※）を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。平成24年1月に厚生労働省が示した定義では、職場のパワーハラスメントの行為類型を以下のとおり定義づけており、上司から部下への行為だけでなく、同僚間や部下から上司への行為も含んでいる。

1. 暴行・傷害（身体的な攻撃）
2. 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）
3. 隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）
4. 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
5. 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）
6. 私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）

ファミリーサポートセンター

労働者の仕事と育児または介護との両立を支援するために、育児等の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、それぞれのニーズに合わせ、育児等について助け合う会員組織。

ポジティブ・アクション

積極的改善措置といいます。男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

メディア・リテラシー

メディアとは、方法、手段、媒体と訳しますが、ここでは、新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどを含む情報を伝える媒体という意味で使っています。

メディア・リテラシーとは、メディアからの情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し活用できる能力や、メディアを適切に選択し発信する能力を身につけることです。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ

リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、個人の健康の自己決定権を保障する考え方で、い

つ何人の子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権のひとつとして認識されています。

LGBT 等

LGBT とは、L がレズビアン（女性の同性愛者）、G がゲイ（男性の同性愛者）、B がバイセクシュアル（両性愛者）、T がトランスジェンダー（こころの性とからだの性の不一致）の頭文字から作られた言葉です。一般に性的少数者の総称として使われていますが、性的指向や性自認がはっきりしていない場合や、定まっていない、どちらかに決めたくないと感じるなど、特定の状況にあてはまらない Q（クエスチョニング）など、LGBT の分類に収まらない類型もあるため、性の多様性について理解することが重要です。

また、企業等の調査によると、LGBT 等の人口規模については、約 5%～8%とも言われています。

マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント（マタハラ パタハラ）

マタニティ・ハラスメントとは、働く女性が妊娠・出産・育児をきっかけに職場で精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産・育児などを理由とした解雇や雇い止め、自主退職の強要で不利益を被ったりするなどの不当な扱いを意味する言葉です。

また、パタニティ（英語で父性の意）・ハラスメントとは、男性が育児参加を通じて自らの父性を発揮する権利や機会を、職場の上司や同僚などが侵害する言動におよぶことを言います。男性社員が育児休業をとったり、育児支援目的の短時間勤務やフレックス勤務を活用したりすることへの妨害、ハラスメント行為を指します。

